

総合ポイント制度における共済事業の取扱いについて

日頃より、JA事業につきまして、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

JA筑紫の総合ポイント制度につきましては、金融庁の見解を受け、整理されたことから平成31年5月付与分から共済事業に関する付与項目について、下記のとおり変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

記

【変更内容】

- (1)新規契約時のポイント付与を廃止いたします。
- (2)共済保有に対する付与は1契約あたり1500P(ポイント)を上限といたします。
- (3)共済ポイントでの選べるカタログギフトの交換を廃止いたします。(令和元年10月1日より)
- (4)新規契約については4月契約分よりご加入に応じた記念品で対応いたします。

・新規契約時

| 新 | 旧 |
|---------|--|
| 【新規契約時】 | 【生命系契約】 ・新規契約保障金額100万につき 80P ・新規契約医療・ガン共済 入院日額1千円につき 10P |
| —削除— | 【建更契約】 ・新規契約保障金額100万円につき 40P 【年金契約】 ・新規契約年金金額1万円につき 10P 【自動車共済】 ・新規契約掛金金額3万円につき 30P |

・共済保有

| 新 | 旧 |
|--------------------------|--|
| 変更なし ※1契約あたり年間1500P上限 | 【長期契約保有】 長期契約保有金額100万円につき 20P 【入院日額保有】 医療・ガン共済保有 入院日額1千円につき 4P |

※ご不明な点がございましたら、最寄の金融店舗窓口にてお尋ねください。
※ハガキにて個別に案内をお届けさせていただきます。

以上